

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 規約制定方法細則

(目的)

第1条 本細則は、定款に従った本学会の運営を行うため、学会および学会員が従う定めについて規定する。

2 前項の目的のために制定した文書を「規約」と称し、その総称を「規約類」とする。

(体系)

第2条 本学会の有する規約類は、以下の体系に整備する。

(1) 定款

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定される本学会の基本法則。

(2) 規則

定款の下に定められる規約。新規制定、改訂をする際に、代議員会での承認が必要。

(3) 細則

定款、規則の下に定められる規約。新規制定、改訂、廃止をする際に、理事会での承認が必要。

(4) 内規

定款、規則、細則の下に定められる規約。新規制定、改訂、廃止をする際に、各種委員会での承認が必要。

(規約の構成)

第3条 規約の基本構成は以下の通りとする。

- 1) 題名
- 2) 制定文(任意)
- 3) 目次(任意)
- 4) 前文(任意)
- 5) 本則
- 6) 附則
- 7) 別表等(任意)
- 8) 別記様式等(任意)

本則、附則の項目立ては「条」を原則とし、条文の多い場合は「条」の上に「章」を設ける。

3. 「条」の中に複数文があり項目をなす場合は、2項目より番号を振る(2、3、4..)。

4. 附則の第1条は、施行日に関する内容とする。

5. 該当する規約の制定、改定に伴って廃止する規約がある場合は、附則の中に記す。

6. 改訂の方法および改訂を行う機関について、本則、もしくは附則の中に明記する。

(規約の新規制定、改訂の方法)

第4条 規約の新規制定、改訂にあたっては、第2条に定める承認機関の構成員の発議を必要とする。

2. 前項の提案にあたっては、以下の書類の提出を必要とする。

- 1) 第3条に規定した様式に則った提案規約
- 2) 制定、改訂の必要性を説明する文章
- 3) 改訂の場合は、新旧の対照表
- 4) 定款、規則に関しては、会員に通知する文章案

(規約の廃止の方法)

第5条 規約の廃止にあたっては、第2条に定める承認機関の構成員の発議により、承認機関の審議を経て決定する。

(改廃)

第6条 本細則の改廃は、規約委員会の全委員の三分の二以上の議決を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第7条 本細則に定めるほか、学会の運営に係る規約類は、理事会において定める。

附 則

1. 本細則は、2014年11月18日より施行する。
2. 従来の規約類は、順次、本細則に従った様式に修正する。
3. 本学会の規約類は、別表1にあげるものとする。
4. 別表1に漏れた規約があった場合は、2015年の学術大会時まで追加する。
5. 前項4の期間内に追加できなかった規約は、2015年の学術大会代議員会時において廃止とする。

別表1

1. 定款
2. 投稿規程
3. 日本臨床神経生理学会認定制度
4. 会員に関する細則
5. 休会内規
6. 名誉会員推薦基準
7. 名誉会員の処遇に関する申し合わせ事項
8. 役員選出規程
9. 理事推薦枠の選考・理事長および監事の選出に関する内規
10. 代議員選出規程
11. 学術大会会長選出規程
12. 学術集会の基本路線の申し合わせ事項(学術委員会提言)
13. 日本臨床神経生理学会賞 授与内規
14. 優秀論文審査委員会及び優秀論文選考に関する内規
15. 旅費規定
16. 慶弔内規
17. 臨床研究の利益相反(COI)に関する指針、細則、様式
18. 個人情報保護方針
19. 「日本臨床神経生理学会入会申込書」で提出頂く個人情報の取扱い
20. 会員の個人情報照会に対する取扱い指針

- 2 1. 患者および被験者プライバシー保護に関する指針
- 2 2. 個人情報保護に関する事務局職員の遵守事項